

2025年4月23日

薬物動態談話会会則

1. 本会を薬物動態談話会（以下、談話会）と称する。
2. 本会は医薬品の開発および評価における薬物の生体内動態研究の学問的並びに技術的情報の交換と産、学、官の相互研鑽交流を目的とする。
3. 会員はこの趣旨を実行し得るアクティブメンバーで、原則として1社1名を登録する。
4. 本会は役員として会長1名、若干名の常任幹事および、幹事会社8社（セミナー担当、会計担当、企画担当、庶務担当）を置く。幹事会社の任期は2年とし、幹事会社として各年4社を指名する。各担当の事務局は2年目幹事がその任にあたり（会計担当は1年目）、1年目幹事は事務局の補助（2年目の会計幹事は会計監査）を分担する。但し再任を妨げない。
5. 会長、常任幹事、幹事会社8社で幹事会を構成する。幹事会は事業計画と予算の立案および役員の選出並びに会員の入・退会等を承認し、本会の事業推進に当たる。なお、常任幹事の選定基準および選定方法については、別途定める（別紙）。
6. 本会に新規に入会する者は現会員および会長の推薦を受ける。
7. 本会は名誉会長を置くことができる。
8. 名誉会長は薬物動態研究で学問的並びに技術的に著しい業績を修め、本会の会長を務めた者であり、かつ幹事会で承認された者とする。
9. 名誉会長は幹事会に出席し、会長および幹事会社に助言を与えることができる。
10. 本会は、特別会員、若手特別会員および功労会員を置くことができる。
11. 特別会員および功労会員は本会に多大なる貢献があった者あるいは貢献が期待できる者で、かつ、幹事会で承認された者とする。若手特別会員は薬物動態研究の将来を担うアカデミア研究者の発掘・養成ならびに交流を促進する目的で選定し、会長の推薦後に、常任幹事会で承認された者とする。なお、特別会員および若手特別会員の選定方法については、別途定める（別紙）。
12. 本会は年に数回の談話会例会、年会およびセミナーを開催する。
13. 談話会例会は、各社当番制で当日のテーマを決め話題を提供する。同時に特別講師による講演会を開催する。
14. セミナーは会員各社の若手研究員の育成・教育の場とし、特別講師により、薬物動態研究の基礎と応用、承認許可取得に関わる幅広い話題を提供する。
15. 会費は1社年10万円とする。
16. 幹事会は通常1月の談話会において担当幹事の選出、4月の談話会において前年度会計、会計監査結果、新年度の事業計画および予算について報告し、承認を得る。
17. 会則は、会員の総意で改正することができる。

18. 会計年度は4月1日～3月31日とする。
19. 本会則は昭和58年度4月1日より実施する。

[付則]

1. 昭和61年4月1日、会則改正
2. 昭和63年4月1日、会則改正
3. 平成3年4月1日、会則改正
4. 平成10年4月1日、会則改正
5. 平成14年4月1日、会則改正
6. 平成15年10月3日、会則改定
7. 平成20年4月9日、会則改定
8. 平成25年8月1日、会則改定
9. 2025年（令和7年）4月23日、会則改定

会長 玉井 郁巳
(金沢大学)